

第4章 消費者教育に関する取組

1. 計画の基本目標

本計画では、次の基本目標を設定し、『考えて行動できる「うちなー消費者」』の育成に向け、消費者教育を推進します。

考えて行動できる「うちなー消費者」

- ・自主的かつ合理的意思決定に基づき行動し、被害に遭わない「うちなー消費者」
- ・価格や好みだけではなく、人や地域・社会、環境のことも考え、消費行動ができる「うちなー消費者」

2. 施策体系

本計画において消費者教育を推進するにあたり、計画の基本目標である『考えて行動できる「うちなー消費者」』の育成に向け、4つの基本的な方針「I ライフステージに応じた消費者教育の推進」、「II 社会情勢の変化に対応した消費者教育の推進」、「III 消費者教育の担い手の育成」、「IV 人や地域・社会、環境を意識した消費行動の推進」を柱として、これら基本的な方針の下に施策の方向を示し、消費者教育に関する取組を実施していきます。

基本目標	基本的な方針	施策の方向	取組数 (再掲)
考えて行動できる「うちなー消費者」	I ライフステージに応じた消費者教育の推進	1 幼児・児童及び生徒に対する消費者教育 2 大学生等若年者に対する消費者教育 3 地域・家庭・職域における消費者教育 4 消費者教育における県消費生活センターの拠点化	7 (3) 6 (4) 8 (6) 5 (1)
	II 社会情勢の変化に対応した消費者教育の推進	1 成年年齢引き下げに対応した消費者教育 2 高齢者に対する消費者教育 3 高度情報通信ネットワーク社会への対応	6 (0) 11 (6) 4 (0)
	III 消費者教育の担い手の育成	1 消費者教育の担い手の育成 2 消費者教育コーディネーターの配置及び育成	7 (3) 1 (0)
	IV 人や地域・社会、環境を意識した消費行動の推進	1 エシカル消費の推進 2 環境への配慮 3 地域への配慮	1 (0) 4 (0) 2 (0)
			62 (23)

基本的な方針Ⅰ ライフステージに応じた消費者教育の推進

消費者教育は幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行うべきであることから、国が示した「消費者教育の体系イメージマップ」を参考に学習目標を整理しながら、学校・地域・家庭・職域等のライフステージに応じた様々な教育の場を活用して、効果的な取組を実施します。取組にあたっては、年齢、性別、障害の有無のほか、消費生活に関する知識の量や情報通信機器の利用状況などの消費者の特性に配慮しつつ、生涯を通じた切れ目のない学びの機会を提供します。

1 幼児・児童及び生徒に対する消費者教育

学習指導要領*や幼稚園教育要領の趣旨、国が示した「消費者教育の体系イメージマップ」を参考に、教育活動の全体を通じて、幼児・児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育を推進します。

① 学習指導要領に基づく学校での消費者教育

小学校（社会科・家庭科）、中学校（社会科、技術家庭科）、高等学校（公民科、家庭科）、特別支援学校（生活、社会、職業・家庭、家庭）において、学習指導要領に基づく授業を実施します。

（県立学校教育課、義務教育課）

② 小・中・高等学校・特別支援学校における消費者教育への支援

各小・中・高等学校・特別支援学校に対して、研修会等の機会を通して、消費者教育に関する啓発活動や情報提供、資料提供を行います。

（県立学校教育課、義務教育課）

③ 消費者行政部門と学校教育部門との連携強化

消費者行政部門と学校教育部門との間で意見交換を実施します。小・中・高校生の消費者トラブルの事例について、情報を共有し対応について検討します。また、社会教育施設等と連携を図り、出前講座や情報提供を行います。生涯学習推進センターを通して情報等を提供します。

（消費・くらし安全課、消費生活センター、教育庁）

*用語説明を40pに掲載

④ 各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供 ※再掲

消費者自身が消費者トラブルを未然に防止できるよう、悪質商法等に関する情報や製品使用時の事故情報等について、あらゆる広報媒体を通じて情報提供を行います。消費者被害が拡大するおそれのある事例については、県ホームページに掲載するほか、マスコミ、警察に対して積極的かつ迅速に情報提供を行います。

(消費生活センター)

⑤ 消費者教育講座の実施 ※再掲

契約に関する知識や消費者トラブル事例、金銭・金融教育、消費者市民社会の構築等の幅広いテーマについて、沖縄県金融広報委員会と連携を図りながら、受講者のライフステージ（幼児期～高校生期）や要望に沿った消費者教育講座を実施します。

(消費生活センター、沖縄県金融広報委員会)

⑥ 消費者安全法に基づく情報提供等の実施

消費者庁等が公表する事故情報について、県ホームページに掲載する等、消費者へ提供します。また、県内で発生した事故等についても関係機関と連携し情報収集等を行います。

(消費生活センター)

⑦ 金銭・金融教育に関する消費者啓発事業の実施 ※再掲

沖縄県金融広報委員会と連携して、将来の消費生活の安定につながる金銭・金融教育に関する広報啓発を推進します。

(消費生活センター、沖縄県金融広報委員会)

2 大学生等若年者に対する消費者教育

若年者を狙った悪質商法や儲け話による被害防止に向け、基礎的な金融の知識や消費者トラブルに関する情報の提供を行うとともに、「自立した社会人としての消費者」を目指した消費者教育を推進します。

① 各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供 ※再掲

消費者自身が消費者トラブルを未然に防止できるよう、悪質商法等に関する情報や製品使用時の事故情報等について、あらゆる広報媒体を通じて情報提供を行います。消費者被害が拡大するおそれのある事例については、県ホームページに掲載するほか、マスコミ、警察に対して積極的かつ迅速に情報提供を行います。

(消費生活センター)

② 消費者教育講座の実施 ※再掲

契約に関する知識や消費者トラブル事例、金銭・金融教育、消費者市民社会の構築等の幅広いテーマについて、沖縄県金融広報委員会と連携を図りながら、受講者のライフステージ（主に成人期（特に若者））や要望に沿った消費者教育講座を実施します。

(消費生活センター、沖縄県金融広報委員会)

③ 消費者安全法に基づく情報提供等の実施 ※再掲

消費者庁等が公表する事故情報について、県ホームページに掲載する等、消費者へ提供します。また、県内で発生した事故等についても関係機関と連携し情報収集等を行います。

(消費生活センター)

④ 金銭・金融教育に関する消費者啓発事業の実施 ※再掲

沖縄県金融広報委員会と連携して、将来の消費生活の安定につながる金銭・金融教育に関する広報啓発を推進します。

(消費生活センター、沖縄県金融広報委員会)

⑤ 悪質商法に関する普及啓発

悪質商法の被害に遭わないようにするため、ホームページ等を活用し広報を実施します。

(警察本部生活保安課、消費生活センター)

⑥ 多重債務対策及びヤミ金融被害防止対策の推進

多重債務相談窓口のリーフレットを作成し、多重債務*の相談窓口の周知を図ります。また、ヤミ金融*の利用防止の啓発に取り組みます。

(消費・くらし安全課)

*用語説明を40pに掲載